

(平成21年8月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金をA農業協同組合により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同共済組合における資格取得日に係る記録を昭和42年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、A農業協同組合は、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月1日から同年12月1日まで

昭和42年5月からA農業協同組合（現在は、B農業協同組合）で臨時職員として採用され、その後、正職員として平成15年2月末まで勤務していたが、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。昭和42年度の賃金台帳の写しを持っており、同年9月に支給された給与から農林漁業団体職員共済組合の掛金を控除されているので未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B農業協同組合が保管するA農業協同組合の人事台帳により、申立人が昭和42年5月22日に臨時職員として採用され、同年9月1日に正職員となることが確認できる。

また、雇用保険の記録から、申立人が、A農業協同組合及びB農業協同組合に申立期間の一部を含む昭和42年9月25日から平成15年2月28日まで勤務していたことが確認できる。

さらに、事業所を継承しているB農業協同組合は、「保存期間経過により関係書類は廃棄されており、当時の詳細な状況は不明であるが、正職員となった月から農林漁業団体職員共済組合及び雇用保険にセットで加入させていたと考えられる。」と供述しているところ、申立人が所持する「昭和42年度賃金台

帳兼所得税源泉徴収簿(写)」により、申立人は、昭和 42 年 9 月から同年 12 月までの期間に支給された給与から同共済組合の掛金を控除されていたことが推認される。

また、標準報酬月額については、申立人が所持する「昭和 42 年度賃金台帳兼所得税源泉徴収簿(写)」の掛金控除額から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の納付義務の履行について、B 農業協同組合は、掛金を納付したか否かについては不明としているが、同共済組合に、申立人が昭和 42 年 12 月 1 日に資格取得したとする組合員資格取得届が保管されていることから、同共済組合は、申立人に係る 42 年 8 月から同年 11 月までの掛金の納入の告知を行っておらず、A 農業協同組合は、申立期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA社B局に勤務し、C共済組合の組合員であったことが認められることから、申立人のC共済組合員としての資格取得日に係る記録を昭和43年9月1日、資格喪失日に係る記録を59年2月23日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、17万2,909円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月1日から59年2月23日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和42年3月に高校を卒業し、同年4月1日からA社B局（現在は、D社E支社）で採用され、その後、59年2月23日に退職したが、準職員、職員として勤務した申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

なお、昭和42年4月から43年8月まで臨時雇用員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録はある。

第3 委員会の判断の理由

A社職員の年金の給付に要する費用の支払業務等を行っている独立行政法人F機構G部（以下「G部」という。）が保管する履歴カードにより、申立人が、昭和42年4月1日から43年8月31日まではB局の臨時雇用員として、43年9月1日から44年2月28日までは同局の準職員として、44年3月1日から59年2月23日までは同局の職員として勤務していることが確認できる。

また、G部に確認したところ、昭和40年11月以降、準職員もC共済組合に加入させていたとしている。申立人は、退職後の昭和59年3月1日付けの任意継続組合員資格承認書を所有しており、任意継続組合員期間は61年2月23日までと記載されている。これらのことから、申立人は、43年9月1日から

59年2月23日まで同共済組合の組合員であったことが認められる。

さらに、C共済組合であった期間は、平成9年4月1日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第5条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、申立人のC共済組合員としての資格取得に係る記録を昭和43年9月1日、資格喪失日に係る記録を59年2月23日に訂正することが必要である。

なお、申立期間における標準報酬月額については、申立人の履歴カードに記載されている俸給及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第9条の規定から判断すると、17万2,909円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月15日から36年1月1日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間は、A社及び同社の事業主が設立した新会社であるB社の両社の業務に従事していたので、両社のどちらかで、厚生年金保険に加入し、保険料を給与から控除されていたはずであり、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、A社において、昭和35年1月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得して同年9月15日に資格を喪失し、その後、B社（昭和36年1月1日厚生年金保険の新規適用事業所となる。）において36年1月1日に厚生年金保険の資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社及びB社で継続して被保険者記録を有する複数の同僚は、「両事業所の事業主は同一人物で、両事業所の所在地も隣接しており、B社は、メーカーとの特約店契約の都合上、A社とは別の会社を立ち上げたもので、両事業所の業務内容は全く同じであり、給与の支給にも区別はなかった。申立人は営業担当であり、申立期間においては、A社の業務に従事しながら、B社の業務も担当していた。切れ目なく勤務していた。」と証言しており、証言の内容

は申立人の主張とも一致している。

事実、商業登記簿において、両事業所は事業主が同一人物で、事業所の所在地も隣接していることが確認できるほか、申立期間当時、両事業所の給与支給事務を担当していた職員（昭和28年9月から37年10月まで勤務）も、「給与の支給にも区別はなかった。」としており、前記同僚の証言を裏付けている。

また、A社で被保険者資格を喪失した昭和35年9月の申立人の標準報酬月額が9,000円と、B社で資格を取得した36年1月の標準報酬月額は1万円と、標準報酬月額の推移は自然であることから、両事業所の給与は、どちらの事業所に勤務しているかにより区別されることなく一体的に支給されていたものと推認できる。

さらに、申立人と同様にA社で資格を喪失し、B社で資格を取得した同僚で、申立期間が未加入となっている同僚が3人おり、このうち2人は死亡しているものの、連絡のとれた同僚1人は、「継続して同じように給与が支払われていたのに厚生年金保険の加入記録がないことに納得いかない。仮にその期間に厚生年金保険料が控除されていなかったとすれば、給与支給額の変更に気がつくはずだ。」と供述している。

加えて、前述の給与支給事務を担当していた職員は、申立人の給与支給に関して、「申立期間について、厚生年金保険料の控除をしたかどうかは覚えていないが、申立人の給与から厚生年金保険料を控除しないよう措置した記憶はない。」と供述しており、厚生年金保険料は継続的に控除されていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている昭和35年10月の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 39 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月から 39 年 12 月まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。短期大学卒業後の昭和 37 年 3 月末ごろ、自宅を訪問してきた A 市役所職員から、「短期大学を卒業したら、国民年金の強制加入被保険者となるため、加入するように」との説明を受け、その場で加入手続を行い、保険料 100 円を納付した。それ以降、納付組織を通じて毎月保険料を納付してきたはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立期間経過後の昭和 40 年 8 月ごろであり、20 歳となった 36 年*月*日に^{さかのぼ}遡って資格取得しているが、記号番号が払い出されたその時点では、申立期間の一部（昭和 36 年 5 月から 38 年 6 月まで）の保険料は時効により、納付することはできない。

また、申立人は、短期大学卒業後の昭和 37 年 3 月末ごろ、国民年金の加入手続を行った後、納付組織を通じて毎月保険料を納付してきたとしているが、所持する国民年金手帳 3 冊のうち、最も古い手帳（昭和 40 年 9 月 8 日発行）を確認した結果、37 年 4 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金印紙検認欄には、検認印は押されておらず、40 年 4 月から 41 年 3 月までの期間の欄には、41 年 3 月 2 日に保険料をまとめて納付したことを

示す検認印が押されており、申立人が説明する納付方法とは一致しない。

さらに、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿においても、申立人が最初に保険料を納付したのは昭和 41 年 3 月 2 日であり、その際に、40 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料をまとめて納付していることが確認でき、申立人が所持する国民年金手帳の記録と一致している。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月28日から30年9月1日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和26年10月から31年11月末まで、A農業協同組合に勤務し、木炭等の配送業務を行っていたので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和26年10月から31年11月末まで継続してA農業協同組合（以下「A農協」という。）の配送部門に勤務していたとしているが、A農協の継承組織であるB農協同組合は、当時の人事記録、賃金台帳等の資料を廃棄しており、当時の組合長及び経理担当者は、いずれも既に死亡していることから、申立期間について申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、申立人が氏名を挙げた申立期間当時のA農協の配送部門の同僚2人はいずれも既に死亡しているため、被保険者名簿により、申立期間当時、被保険者資格を有していた従業員に照会したところ、時期は不明であるものの申立人がA農協に勤務していたとの供述を得ることはできたが、申立期間において勤務していたとの供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間におけるA農協の被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、整理番号にも欠番はみられない。

加えて、申立人は、A農協勤務時に職務で使用していた自動車のドアに、上部組織である「C県運輸農業協同組合連合会」の名称が表示されていたと記憶していることから、同連合会の被保険者名簿も確認した

が、申立人の氏名は無く、整理番号にも欠番はみられない。

なお、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等を所持しておらず、このほか申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情はみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 10 月 10 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 53 年 11 月 11 日から 56 年 10 月 21 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間①はA社に、申立期間②はB社にそれぞれ勤務していたはずである。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に勤務し、派遣された紳士服製造事業所の倉庫で同僚二人と一緒に空調設備の保守点検業務に従事していたと主張しているが、A社に照会したところ、「人事記録により、正職員のほか、臨時雇用員、アルバイト勤務者の氏名を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、申立人が申立期間において当社に勤務していたことを確認できない。」としている上、申立人は、同僚二人の氏名を記憶していないことから、同僚から勤務の実態について確認することもできない。

また、A社の被保険者原票により、申立期間①において同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員が 50 人確認できるが、同原票に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番もみられない。

さらに、申立人にこの 50 人の氏名に記憶が無いか確認したところ、申立人はいずれの氏名とも記憶が無いとしている。

申立期間②について、申立人は、昭和 52 年ごろに勤務していた電報電話局で知り合った知人が、B社を設立し、知人の紹介で同社に就職し、申立期間において同社で勤務したと主張しており、商業登記簿に記載のB社の代表取締役の氏名は、知人の氏名と一致していることから、申立人がB

社に勤務したものと推認できる。

しかし、B社は、昭和55年11月に設立されているものの、社会保険事務所の記録から、申立期間経過後の57年12月1日に適用事業所となっており、申立期間については、適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立事業所の事業主は既に死亡しているほか、申立人は、申立事業所では派遣された現場で一人で勤務していたとしており、同僚から申立人の厚生年金保険料の控除に関する供述を得ることができない。

なお、申立人には給与明細書等の厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料は無く、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月ごろから 47 年ごろまで
② 昭和 52 年 2 月ごろから 53 年 12 月ごろまで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間①はA社で、申立期間②はB社で、それぞれ勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたと思う。被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたとしているが、社会保険庁の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 53 年 8 月 1 日であり、同社は、申立期間において、適用事業所となっていない。

また、法人登記簿においても同社の設立年月日は昭和 49 年 11 月 21 日であることが確認できる上、A社の事業主（故人）の妻は、48 年ごろに夫婦で事業を始めたとしており、申立人が申立期間において同社に勤務していたとする供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が、A社に勤務していた当時の同僚として氏名を挙げた者の連絡先は不明であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたとしており、同社が保管している全国土木建築国民健康保険組合の第二種組合員加入届により、申立人は昭和 53 年 4 月 1 日から 54 年 2 月 20 日まで同組合に加入していたことから、同社での勤務実態が確認できる。

また、同健康保険組合は第一種組合員（対象は事業主、役員、常用労働

者)及び第二種組合員(対象は日雇労働者)の2種類を設けており、申立人は第二種組合員であったことから、日雇労働者として雇用されていたことが確認できる。

しかし、B社では「昭和53年当時の社内運用では、日雇労働者は厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述しており、申立人の昭和53年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する同社の申立期間における被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番もみられない。

さらに、申立期間当時の同僚3人からは、申立期間における申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述が得られない上、申立人には保険料の控除の事実を示す給与明細書等の関係資料は無く、申立人が事業主により給与から保険料を控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

なお、社会保険庁の記録によれば、申立人は、申立期間①及び②のいずれも国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。